〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

平成２８年３月２５日

規則第１号

　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成２７年政令第３１８号）第１条第２項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１５条第１項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 組合長 | 組合長が任命する職員 |

附　則

この規則は、公布の日から施行する。